

福祉保健常任委員会

番 号	令5・13号	受理月日	令和5年10月10日	付託月日	令和5年10月20日
件 名	従来の健康保険証を廃止しないよう国に意見書の提出を求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>政府は、マイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、従来の健康保険証を廃止する方向です。保険証の廃止時期は、来年秋の予定を延期するか検討中です。</p> <p>これにより、任意であったマイナンバーのカードの取得が事実上義務化され、国民の選択の自由が侵害されます。健康保険料を払っていても、マイナンバーカードを取得しなければ健康保険証がもらえなくなります。</p> <p>認知症の方や高齢者・障害者など、社会的弱者とされる人たちの中には、マイナンバーカードの取得・更新手続き・管理ができない方がいます。保険料を払っていても、保険証が持てず、必要な医療が受けられなくなる恐れがあり、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題になりかねません。</p> <p>健康保険証廃止後、マイナ保険証を持たない人に対し保険証の代わりとなる「資格確認書」が公布されます。「資格確認書」の有効期間は、1年を5年以内に延長する方向で検討されています。</p> <p>「資格確認書」の更新手続きは本人が行うこととなりますが、高齢や障害・病気などで更新申請が難しい方や、マイナンバーカードを紛失してしまった方など、資格確認がない期間が生じ得ます。こうした方が医療機関等にかかる際、保険に加入しているながら無保険と同じように扱われ、多額の自己負担を強いられかねません。</p> <p>以上の理由から、改正マイナンバー法を見直し、従来の保険証を廃止しないよう求めます。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>1. 従来の健康保険証を廃止しないよう、国に意見書を上げること。</p>					